

令和6年度 第2回 宮城県再犯防止推進懇話会 議事録

日時：令和6年11月13日（水）

午後3時から午後4時30分まで

会場：みやぎハートフルセンター3階 中会議室

1 出席者

（懇話会委員）

半澤利一 委員（会長）、宇田川尚子 委員（副会長）、内山博之 委員、桑名純子 委員、
小林由美子 委員、佐竹忠将 委員、佐藤凡人 委員、佐藤学 委員、鈴木香奈子 委員、高
橋宏之 委員、栃木明日香 委員、山本亮 委員、綿引久一郎 委員

（懇話会オブザーバー）

槇和樹 仙台市健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係主任、齋藤利浩 宮城県警察本部
生活安全部県民安全対策課課長補佐、齋藤清志 宮城県警察本部生活安全部少年課課長補
佐、佐藤大成 宮城県土木部住宅課技術主幹（班長）、赤間智美 宮城県環境生活部共同
参画社会推進課主幹（班長）

（事務局）

宮城県保健福祉部社会福祉課 相原幹司 課長、碓井聡 社会福祉指導監査担当課長、
団体指導班 羽柴功子 主任主査（班長）、佐藤尚大 主事

（欠席者）

宮腰英洋 委員（副会長）、小野精華 委員、小林定明 委員、佐々木正勝 委員、当摩敏
広 委員、平間佳子 委員、日下彩子 宮城県経済商工観光部雇用対策課主幹（班長）

2 議事

- ・第二次宮城県再犯防止推進計画の中間案について

3 配布資料

- ・次第
- ・名簿
- ・座席表
- ・宮城県再犯防止推進懇話会設置要綱
- ・資料1 第二次宮城県再犯防止推進計画 中間案

- ・資料2 宮城県の再犯者等の状況について
- ・第二次宮城県再犯防止推進計画策定に係るスケジュール

4 概要

(1) 開会

【司会：羽柴班長】

本懇話会は、第二次宮城県再犯防止推進計画の策定に当たり、広く有識者から意見聴取を行うために設置したもので、宮城県情報公開条例に基づき、公開により進める旨が説明された。

(2) 挨拶

【相原社会福祉課長】

令和5年の宮城県内の再犯者数は前年比で116人増加、新型コロナウイルス感染症の制限緩和等が主な要因と考えられるが、再犯防止を取巻く状況は予断を許さない。また、若者が安易に犯罪に手を染める事件も相次いでおり、道を踏み外さないための環境整備が重要。

本県では第1回懇話会等の結果を踏まえ、目標に対する宮城県のスタンスを明確にする形で中間案の検討を進めてきた。各専門分野の視点から、有識者の皆様の忌憚のない御意見を頂戴したい。

(3) 委員の紹介

【司会：羽柴班長】

今回の懇話会から参加する佐竹委員、高橋委員の紹介があり、会長に議事進行を引き継ぐ。

(4) 議事

【半澤会長】

中間案の策定に当たっては多くの意見をいただき、反映したとの報告をもらっている。また、本日参加された委員の皆様からは、それぞれの役割に沿った御意見を頂戴したいと考えている。それでは第二次宮城県再犯防止推進計画中間案について事務局から御説明いただきたい。

【碓井担当課長】

・宮城県の再犯者等の状況について【資料2】

前回の懇話会で質問のあった再犯者の状況について説明させていただく。統計上、計画の再犯者数とは一致しない部分もあるが、概ねの傾向として御覧いただきたい。

(資料2に従って再犯者等の状況について説明)

・**第二次宮城県再犯防止推進計画中間案【資料1】**

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の中間案について説明させていただく。第1回の懇話会の資料をベースに、文言を落とし込む形で文案を作成、10月中旬に委員の皆様を確認いただいた。中間案について、加筆修正箇所を波線のアンダーラインで表示している。主な修正箇所、質問が寄せられた箇所について説明させていただく。

□**目標数値について**

令和5年の再犯者数が公表され、県内の再犯者数は1,357人、前年比116人増加となった。新型コロナウイルス感染症感染拡大前の生活が戻りつつあるなかで、全国的にも42の都道府県で増加に転じる状況となった。このため、計画の目標数値も、令和11年の再犯者数について「925人まで減少」と考えていたところを、「1,200人まで減少」に下方修正することとした。

市町村における再犯防止推進計画の策定数について変更はない。計画のあり方として市町村の地域福祉計画と一体として策定するか、単独の計画とするか、いずれであっても「市町村と国・県・関係機関が連携し、対象者の支援につながることを目指す旨を記載した。また、「包括的な支援体制の整備」と括弧書きで加筆している。国では介護、障害、子ども等の属性を問わない相談支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設、県でも市町村の事業実施を後押ししてきた。包括的な支援体制の整備は努力義務であるものの、事業の実施は任意であるため、「包括的な支援体制の整備」として、大きな枠組みで追記・補足した。

□**SDGsについて**

7ページにはSDGsを新たに盛り込んでいる。近年策定される各種計画においてはSDGsの視点を取り込むことが潮流となっており、本計画も官民一体となった取組が必要なため追記した。

□**3つの基本方針について**

8ページ目、計画の基本方針に係る部分について、対象者の意思、同意を尊重するという視点も必要ではないか、との意見をいただき、その旨を加筆している。対象者に寄り添いながら、本人にも立ち直りに向けた気持ちをしっかりと持ってもらうことを大切にしながら、事業を進めていきたいと考えている。

□**地域における包括的な支援**

12ページには「地域における包括的な支援」として、更生保護活動について掲載してい

るが、一番上の行で、当初案では保護司に関わる事件について触れたところ、今後5年間の計画を考えた場合、具体的な事件名を明記することはどうか、という意見もあったため事件後に浮かび上がった課題等を記載することにとどめている。

□保護司による更生保護活動

15ページの「保護司による更生保護活動」の記載について、担い手不足の解消に係る項目を追記した。県としては、定年退職する職員に保護司制度を紹介するなど、なり手不足の解消に向けた取組を検討していく。なお、この「保護司による更生保護活動」の項目は、同ページの「ボランティアによる更生保護活動」に近い記載もあるが、昨今の状況等を踏まえ、強調する形で記載している。

□住宅の確保に関する支援

22ページの「住宅の確保に関する支援」のうち、施策の方向性の2つ目に「機会を捉えた広報・周知」を記載した。令和元年度に実施した「再犯防止を目的とした入居支援に関するアンケート調査」では、約300社の不動産事業者から、「問題が起きた時の対応」や「家賃の支払い」等に不安を抱えているという結果が出た。住居の確保には各機関から支援をいただいております、今後も普及啓発等を図る必要性もあると考え記載した。

□犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援

29ページから30ページにかけて「犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援」について性犯罪に関する再犯防止の支援の記載がないとの意見をいただいた。国が令和5年3月に定めた「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」において、地方自治体に求められる取組等の記載がある。県精神保健福祉センターが相談を受けた事例もあるが、専門的な知識・対応を求められる内容であり、確定した事業として掲載することが難しいため、今後の課題として関係機関と調整を図ってまいりたい。

□非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

32ページ、「非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援」の中の施策の方向性において、参考として文部科学省のホームページのアドレスを掲載した。このページには、「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」として「闇バイト」に関する通知が掲載されている。問題となり得る事件・事案は変化していくこともあるため、最新の動向が把握できるホームページのアドレスを示すこととした。

□その他

意見照会時に、加害者家族の支援団体等の紹介があった。こうした団体の紹介を計画本文に記載するか、県のホームページに掲載するかは、今後検討してまいりたい。13ページ下段で周知・啓発について触れているが、社会福祉課のホームページでは本計画と地域生活定着支援センターの紹介に留まっている。まずはホームページの充実と他のデジタル媒体の活

用も含めて、多くの皆様に再犯防止推進の考え方への理解と、支援団体の取組の周知を図ることができるよう、取り組んでまいりたい。

【半澤会長】

ただいまの説明について御意見・御質問はあるか。

【宇田川副会長】

取りまとめについて対応いただき感謝する。コメントした点が適切に反映されていると思う。追加で2点申し上げたい。1点目として目次の追加を検討いただきたい。2点目としては12ページと4ページの関係性。12ページ黒ダイヤの本文3行目で、都道府県には「市区町村等」に対する域内ネットワークの構築」が記載されているが、4ページの国の政策では「市区町村に対する必要な支援や域内ネットワークの構築に努める」と記載されている。「等」で読ませることも考えられるが、域内ネットワークの構築が市区町村だけだと誤解を与える恐れがある。市区町村に加え様々な団体、大学機関、NPO 法人などがあり、あえて「市区町村等」として強調する必要があるのか疑問に思った。「(市区町村に限定しない) 域内ネットワークの構築」や、あるいは国の文面をそのまま引用し「市区町村に対する必要な支援」という表現にした方が、幅広いネットワークの構築を目指すという点で良いと思われる。

【半澤会長】

御意見ありがとうございます。事務局から回答をお願いしたい。

【碓井課長】

1つ目の質問について、ボリュームが多いため、目次等の見やすい工夫を取り入れることで対応したい。本文も知事挨拶等が準備中であり、最終的に協議いただく段階までに準備したいと考えている。

2つ目の質問については、来年度以降「再犯防止推進ネットワーク会議」として、引き続き関係する方々と意見・情報交換する場を設ける予定である。「市区町村等」という表記についても、市区町村に限定しない表現を想定している。県では市町村の計画策定数を目標としており、ひいてはそれに基づいて各市町村に活動を実施してもらいたいと考えている。様々な可能性を残した形で人的ネットワークやつながりが幅広く持てるような表現を検討してまいりたい。

【宇田川副会長】

承知した。市区町村だけにとどまらない市民につながる支援として、計画全体の意識を記載いただけると大変ありがたい。よろしく願います。

【半澤会長】

委員の皆様には忌憚のない御意見、御質問などを頂戴したい。

【半澤会長】

私から質問させていただきたい。10ページの市町村の再犯防止推進計画を策定することについて、2段落目に、「再犯に至る者の多くは住居や就労などの福祉的な支援を必要としています。しかし、福祉の対象者は障害者や高齢者等であり、罪を犯したものは通常の福祉の範疇とは別枠として捉えられる傾向にあります。」と記載がある。従来、国等における市町村の（福祉的な）支援対象者は、障害者や高齢者、児童等を想定しており、罪を犯した者は、従来の福祉の対象者とは別のタイプだと考えている。そういった者は少なからず、刑務所を出た後も、保護観察所等による継続的な見守りが続くと思われるが、国、保護観察所、あるいは更生保護委員会等と市町村とのつながり等について、何か明記する必要があるのではないか。

【碓井課長】

罪を犯した者が従来住んでいた場所に戻ることも考えられるが、この場合「受け入れ」の面から、市町村の占める役割が大きくなる。その意味からも、各機関の顔が見える関係性を作っていくことは非常に大切なことであり、我々も再犯防止に関するセミナー等を通じて市町村に働きかけを行っている。関係性の構築は市町村によって開きがあり、それを埋める取組を今後も継続していきたい。御指摘の件についてもできる限り盛り込む方向で調整したい。

【半澤会長】

承知した。今後、市町村の福祉課の職員が具体的に対応をされると思われるが、警察や司法、矯正機関等を定年退職された方々、つまり対象者の対応や指導監督に慣れている方々を雇用し、市町村の業務負担の軽減や地域住民の安心感につなげることはできないか。中間案に盛り込むかどうかは別として、再犯性もないとは断言できず、様々な支援サポートを受けたがらないなど、若干通常の要支援者とは、タイプの違う方々であり配慮いただきたいと考えている。

【碓井課長】

市町村の雇用の問題と併せて、地域共生社会の実現という観点にも関わってくるのだと考えている。介護、障害、子供といった事例を挙げたが、そこには再犯や孤独、孤立といった問題が絡んでくる。市町村がワンストップで、職員間で情報を共有しながら対応できる体制づくりを進めることが県として支援していく部分かと考えられ、実務経験者を雇用することも一つの方策だと思う。各市町村の地域の実情に応じた対応になってくるが、悩みを持っている市町村があれば、県としても必要な支援等を検討していく必要がある。

【半澤会長】

承知した。他に御意見・御質問はあるか。

【半澤会長】

それでは、第二次宮城県再犯防止推進計画では6つの重点課題を定めているが、それぞれの項目について関わりが深い団体の委員から御意見をいただきたい。それでは就労の確保に関する支援について仙台矯正管区矯正就労支援情報センター室コレワーク東北の高橋委員から御意見を頂戴したい。

【高橋委員】

西見前室長の後任としてコレワークの業務を引き継いだ。4月に仙台に異動する前、2年間大阪でコレワークの業務に従事していた。コレワークは、出所者あるいは少年院在院者が出所・出院と同時に仕事を得られるよう、在所中、在院中に就労支援を行い、出所後・出院後の「居場所と出番」をつくることで再犯を防止するという目的で組織されたが、容易にはいかないのが実状である。受刑者や少年院在院者は、入所、入院後、まず、帰住地を決めることが課題となり、帰住地が決まった後に、働く場所を決めるというのが基本的なパターンである。仮釈放者は帰住地で職場を探すことができても、満期出所の場合、帰住地が決まらないまま出所する者もあり、仮釈放・満期釈放とで支援の仕方が変わってくる。協力雇用主として出所者のサポートをする事業主も多くいるが、職種の半数以上が建設関係に偏っており、一方、受刑者や少年院在院者は、必ずしも建設関係に就職したいという者ばかりではなく、帰住先と業種のマッチングがうまくいかないといった問題や、刑務所あるいは少年院の職員から就労を勧められ、「勧められたからそこで働く」という意識で就労する者もいる。そのため、最終的には本人の意思で仕事を決めているにもかかわらず、人間関係で躓くと、「施設が決めたところだから」として、すぐに投げ出してしまう者も多い。一方で熱意を持って出所・出院者支援に取り組んでいる協力雇用主等もあり、引き受けから雇用まで一貫して支援するというコンセプトのもと、長期間就労を継続し立ち直る者がいるのも現状である。大切なことは、雇用主さんには、単に人手不足の解消ではなく、出所者、出院者の社会復帰を支援するという気持ちで協力いただき、そのような雇用主さんを幅広い分野で数多く見つけることであろう。あるいは協力雇用主のもとで一生懸命働くという受刑者・在院者を、社会復帰を支援するという強い意志を持った雇用主さんにつなげていくことであろう。協力雇用主は、同じ法務省の所管であるが、保護観察所が登録先であり、矯正・保護とで連携をしながら良い就労を少しでも増やしたい。刑務所では、来年6月から拘禁刑が始まるが、これまで以上に在所中の者に対する働きかけが手厚くなると予想される。社会復帰に向けた取組や、仮釈放・満期釈放問わずに就労につなげる働きかけを強化し、更生保護施設あるいは保護観察所等との連携も一層深めながら就労支援に継続して取り組んでいきたい。

【半澤会長】

ありがとうございます。続きまして宮城刑務所の内山委員から御意見等をいただきたい。

【内山委員】

刑務所では、職業訓練や就労支援などの取組を進めており、就労の確保と併せて、定着が重要な観点になると着目している。社会に戻った後に刑務所が支援を継続する枠組みは十分ではなく、関係機関と連携する中で情報の扱い等の具体的な問題点も考えながら、その必要性を感じてきた。拘禁刑の導入により刑務作業に代わり、本人の適正に合わせた処遇をすることとなる。成人であれば就労は生活の軸であり、意義や必要性、どのような力を蓄えていく必要があるのかがポイントになる。受動的ではなく、自分のどの力を伸ばすべきか、本人の意欲や自覚も大事だと思っている。一方で施設の中から社会へつなぎ、展開するとき、刑務所としてどのように連携できるのか、国や地方公共団体、関係機関は意識していかなければならないと考える。来年の6月から、拘禁刑の導入により様々な運用が変わるため、地域の皆様に関心を持っていただけるように、刑務所としても広報を積極的に行っていきたいと思うし、疑問等があれば連絡することも大事な連携だと思う。現時点では未確定な部分も多いが、来年には具体的な話ができるように準備してまいりたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。盛岡少年刑務所の所長から講義を受ける機会があり、「被害者等の心情等の聴取及び伝達制度」というものが刑務所でスタートしたとの話を伺った。以前からグループワークなどを刑務所でも取り入れていることを聞き及んでいるが、拘禁刑の導入のような制度の変更もある中で、処遇の中身もかなり年を追って変わってきている。その一環として、就労支援についても力を入れていくと伺った。今後ともどうぞよろしく願います。

それでは、住居の確保に関する支援について御意見を伺いたい。更生保護法人宮城東華会の佐藤委員から願います。

【佐藤委員】

22ページにも書かれているとおり更生保護施設として、帰住先のない者、引受人のない者を積極的に受け入れている。一方、東華会を出る段階で、不動産会社や保証会社を通すと、住所地が東華会にあるという理由ではじかれる者も相当数いる。必ずしも全員ではないが、最近目立ってきたなという印象。協力雇用主の会社寮や借受アパートに入居できる者はいいが、精神障害や、知的障害などの理由により働いていない者については、居住支援法人にお願いしながらつないでいる。住所を調べれば更生保護法人という施設が分かり、犯罪する人たちがいるという理由で入居が厳しい面もあると思う。しかし刑務所や更生保護法人に入っていない人でも、何かしら問題のある人は世の中には必ずいて、そうした人はアパートには入れるのに、躓いて東華会に入っただけでアパートに入れられないというのが実状。皆様の御協力をお願いしたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。是非御協力をお願いしたい。続いて、宮城県地域生活定着支援センターの小林委員に御意見を伺いたい。

【小林委員】

22ページに定着センターのことが記載されているが、対象者が高齢者か障害者のため、特別調整の対象となる場合、半年間で本人の希望を聞きつつ居住地を調整する必要があるため非常に大変。対象者が犯罪者という困難さもあるが、身寄りがいないことや、住所がどこにあるかも分からないなど、様々な面で居住地を探すのが難しい。障害者、高齢者を問わずに、今まで定着センターの案件を引き受けてくれた施設にお願いをしなければならず、特定の施設に偏って負担をかけているのが現状だが、施設によっては、その特性を理解してもう一度受け入れてくれるところもある。市町村も熱心に対応しており、相談支援事業所や日中活動の場所も受け入れてくれるところが徐々に増えてきた。しかし本人が希望する地域に戻すことはハードルが高く、仙台市内の自立準備ホームや東華会などに一度入ってもらい、そこから時間をかけて受け入れ先を調整するのが現実的などところ。今年は入口支援が多く、保護観察所や仙台地方検察庁と一緒に対応しているが、あと10日で出所するとか、あと1週間で判決が出るとか、調整期間が非常に短い。情報が少ないことも調整を難しくする要因であり、NPO法人ワンファミリー仙台や仙台市内のNPO、更生緊急保護の部屋などを活用して、本人の希望に合わせてながら帰住地調整をしている。すんなり帰住地調整はできないが、以前よりも理解を示してくれる団体や居住支援法人、不動産会社が増えたため、少しずつ協力先を探しながら、支援を進めたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。パーソナルサポートセンターの栃木委員からお願いしたい。

【栃木委員】

再犯防止という観点で刑余者から話を伺うのは、県域では年に数件あるかないか程度。居住支援の具体的な取組の中に、住居確保給付金や家賃保証の給付制度、一時生活支援事業で対応しているところもあるが、刑余者からいろいろ深く話を聞く中で、一度か二度は連絡が取れる状態だが、その先の具体的な説明をする段階で連絡が取れなくなってしまうケースが何件かある。居所の支援に具体的に進む前に、連絡が途絶えてしまうケースが多いと感じている。その中でも住居確保給付金は、就労前提、就職活動前提のため、希望と就労先のマッチングの問題や、肉体労働は避けたいなどの理由から先に繋げることができず、連絡も途絶えるパターンが多い。件数的にすごく多い分野ではないが、定着センターや関係機関と連携を取りながら、対象者がいれば我々も支援をできる体制を整えておきたい。

【半澤会長】

帰住先の調整、具体的な住居の確保という作業は様々な困難があるということで、感謝申

し上げる。続いて福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援について、御意見を伺いたい。仙台地方検察庁の佐藤委員にお願いしたい。

【佐藤委員】

昔は検察庁の仕事と言えば、裁判で適切な刑を求めることに主眼を置いてきた。しかし近年は起訴猶予者、あるいは執行猶予者について、地域に戻って生活する際に、どうすれば再犯防止につながるかを考えながら支援を行っている。検察庁では刑事政策推進室を設置し、同室を中心に各検察官の要望に応じて、居住支援や生活保護につながる支援、病気や精神障害を持っている者には、福祉、医療へのつなぎといった、つなぎに徹している。我々の機関は受け皿を持っておらず、それに基づく予算もないため、あくまで行動で各機関に正しくつないでいくことが重要である。その流れとして保護観察所を中心に、協力を受けながら情報を共有し、最終的な定着場所、あるいは医療等につなげる業務を行っている。我々の抱える事案は身柄事件として逮捕された事案。短ければ10日間、長くても20日間、この間に被疑者に対する処分を決めるとともに、釈放された場合には20日間の限度の中で、速やかに支援につなげられるかが勝負になってくるため、かなり無理なお願いをしている状況。ただ、やらなくてはいけないことを必要に応じて実施しており、そのためにも各機関には、引き続き御協力をお願いしたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。続いて宮城刑務所の内山委員にお願いしたい。

【内山委員】

福祉的な支援を必要とする者は宮城刑務所にもおり、高齢者や病気等様々な障害を持つ者について、福祉の専門官が社会復帰に向けてつないでいる。また、入り口支援に近い形で、労役という制度がある。罰金を払えない時に刑務所の作業を行ってもらう制度で、短期間で対象者を社会につないでいく。ただ、労役の対象者は社会とのつながりが残されていることが多く、その点で更なるつながりも大事なため連携を進めている。こうした取組は平成から積み上げてきたが、社会の情勢が変わる中で手厚く実施していくことが大切だと思う。再犯防止推進計画を市町村の職員に周知する中で、刑務所の福祉的な支援についても知ってもらえば、更なる連携が進むと期待している。その意味で実際の実情を伝えることが大事だと考えており、受刑者は一人一人事情が異なるため、調整の際には人柄も伝えて安心して対応いただけるように刑務所としても務めていきたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。続いて、非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援について、御説明いただきたい。東北少年院の山本委員お願いする。

【山本委員】

東北少年院では広域で少年を収容している。少年院は施設によって特徴があり、収容する期間等も異なる。東北少年院は収容期間が概ね11ヶ月から12ヶ月、理由があつて裁判官から勧告がつくと1年半から2年など他の少年と比較して長い期間収容することもある。非行の内容も異なるため、暴力の問題、薬物の問題、性非行の問題などそれぞれに応じたプログラムで処遇している。一方で非行の反省、問題性の除去といった矯正教育を行うとともに、社会復帰支援として、帰住先の確保、就労支援も行っている。併せて、数は限られるが進学を希望する者に対する支援も行っている。出院後に学校に戻りたい者には、進学先の情報のフィードバックや、在院中に高等学校卒業程度認定試験を施設内で受験し、高卒を条件とする専門学校や大学に進学することもできる。新たに在院中に通信制高校に入学できる枠組みができたため、通信制高校に通っていた少年が継続して学習を続けることや、新たに入学することも今後出てくると考えられ、実績が積み上がればまた御報告させていただく。

【半澤会長】

ありがとうございました。仙台少年鑑別所鈴木委員にお願いしたい。

【鈴木委員】

仙台少年鑑別所では平成27年から地域援助と称して、地域の方々の非行犯罪にかかる相談を受け付けている。法務少年支援センターという名称を用いて地域援助を展開してきたが、相談は、一般家庭の保護者だけでなく、学校の教師、児童相談所、警察など関係機関からも相談を受け付けている。地域の中には警察にも認知されていない段階の非行や問題行動に困っている方がたくさんおり、地域援助を通して我々も学んでいるところである。特に多いのは家財持ち出し。子どもが財布からお金を取っていくことが親にとってはすごいストレスであり、入浴時や就寝時も財布を抱えなければならない方もいる。こうした方々に対してカウンセリングやワークブックを用いて支援している。また、警察に認知されて少年鑑別所に入所したときや、少年院を出院した子どもに対して就労、就学等につながる支援も実施している。警察に認知される前から少年院を出た後まで、重層的に支援している状況である。

【半澤会長】

ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願います。最後に総括的な視点から御意見をいただきたい。仙台保護観察所の綿引委員に願います。

【綿引委員】

4月に仙台に赴任してきて、第一に驚いたのは宮城県内の民間支援団体の力の強さ、幅広さ。薬物依存や回復支援に対して仙台ダルクを中心として、関係機関がネットワークを作つて、薬物依存者に対する支援を行っている。依存症の方に関しては、保護観察期間中では対応しきれないこともあり、医療機関等に保護観察終了後も、どうやってつないでいくかが非常に大きな課題であり、地域のネットワークがあるのは非常に大きな強みだと感じている。

それ以外のロージーベルをはじめとして民間のNPO法人の力が大きいことにも本当に驚いている。一方で、対象者を繋ぐ時に民間団体等をお願いする形で終わることが多いが、支援者の「支援者疲れ」を起こさないように行政、保護観察所としても十分、配慮していきたい。宮城刑務所や東北少年院、仙台地方検察庁等にも「支援者疲れ」を起こさないことに関して、配慮をお願いしたい。犯罪、非行をした人に特有の傾向があるという指摘があったが、感じていることが2点ある。支援者側の課題として、犯罪、非行の行為に目が奪われてしまって、背景にある彼らの様々な課題や障害、過酷な生育歴、それによって生まれてくる色々な不都合、不具合や欠落している部分、そういったところに対する目が向きにくいこと、これは行政や支援者側の課題だと思う。もう1つは犯罪。非行を繰り返している人たちの課題として、過酷な生育歴の中で対人不信感の強さが生まれ、人に相談してどこに助けを求めたらいいかといったスキルが身につけていないこと。相談機関や支援ツールがあっても繋がっていかない課題がある。この2つの課題に対してどう思い、支援していくのかを踏まえながら、今後我々は支援していく必要があると考えている。県の再犯防止推進計画の中でもお願いしたいと思うのは、地方自治体の職員に対して、犯罪者個人が持っている問題の大きさや、支援者疲れを起こさないための理解促進のような働きかけを盛り込んでもらえると、再犯防止の取組が息長く続いていくと考えている。

【半澤会長】

ありがとうございます。特定非営利活動法人ロージーベルの佐竹委員から御意見をいただきたい。

【佐竹委員】

我々は少年に特化している機関だが、今は宮城県の少年が少なく、自立準備ホームに関しては受け入れていない。最近様々な更生施設に勉強しに行く機会があったが、一番の問題点は暴力団が減ってきて、団体から足を洗うのがすごく大変になっていること。抜け出せないまま再犯してしまうことを痛感している。どのように対応していくのか、ここにいる方々で守ることも大事だが、民間の方々に現状を理解してもらうための様々な働き掛けが必要だと思っている。先日まで福岡にある更生施設で1週間勉強させてもらったが、抜けられない、守ってくれない、ということが多くある。警察もそこまでは目が届かず、今後どうしていくのが課題と感じており、何ができるのか模索している。

【半澤会長】

ありがとうございます。仙台矯正管区の桑名委員から御意見をいただきたい。

【桑名委員】

貴重な御意見を聞かせていただいた。仙台矯正管区の更生支援企画課では、施設と自治体、民間をつなぐハブ的な役割を担っており、広報を中心に行っている。宮城県の計画では、自

治体の職員に周知を図るために、矯正施設の見学や、民間に向けた広報誌、画面広告等を活用すると聞いており、更生支援企画課の得意分野でもあるため是非とも活動に使っていただきたい。かつての勤務地で、支援者が頑張りすぎて、（対象者が）再犯したことに對して責任を感じて折れてしまったという話を聞いたことがある。特定の者に支援が集中しすぎて、社会で頑張って支援につながろうとする者の資源まで奪わないようにすることが大事だと思う。自治体の職員に受刑者の属性を知ってもらい、手を伸ばしてもらうことが今後重要になってくると思うので、来年度以降ぜひ仙台矯正管区や矯正施設を活用し、理解を深めてもらいたいと思う。我々もできることを一緒にやってまいりたい。

【半澤会長】

ありがとうございました。委員の皆様、貴重な御意見をいただき感謝する。

【宇田川副会長】

本日専門家の皆様から、それぞれの活動について伺い、短時間でも様々な課題が浮き彫りになったと思う。こういった時間が非常に重要だと思っており、県の計画にも記載されているがネットワークを続けていくことが重要だと改めて感じた。ある福祉の専門家から、以前は福祉の分野は専門化されすぎて、連携が難しくなったという話を聞いたことがある。今はより戻して、少しずつ連携が戻ってきたとの話もあるが、国の計画には役割分担が非常に重要という記載があり、この点を危惧している。役割分担により、各専門分野で進化・高度化していく非常に良い面もあるが、他方でこれは自分ではないという連携が難しくなる場面も多いと思う。役割分担の明確化は非常に重要だが、計画にも記載のあるように、連携や支援のつながりを意識していくことが重要だと思うし、こういった集まりも非常に意味のあることだと改めて考えた。今後も連携を積み重ねて、課題をどう解決していくかということまで、広げていければいいと思う。明るい面も紹介すると、再犯防止について地域社会の認識が少ない反面、大学には再犯防止について研究している学生や、青少年の立ち直り支援のボランティア活動をしている学生もいる。県内の大学にもボランティア活動をしている学生はおり、各機関から講義、施設見学等の支援を受けている。そういった若者に情報発信し様々な機会を提供すると、彼らが将来的に地域社会の受け入れ側になっていくこともあると思うので、大学との連携も視野に入れていただければありがたい。

【半澤会長】

宇田川副会長、おまとめいただき感謝する。各委員から実践の中で考えたことや今後の課題等、多くの御意見をいただいた。これを踏まえた上で、今後事務局で最終案を作成し、次回の懇話会で協議いただきたい。以上で議事を終了する。円滑な議事の進行に御協力いただき感謝する。それでは進行を事務局にお返しする。

(5) その他

【進行：羽柴班長】

その他として、懇話会全体を通じた意見等を求めたところ碓井社会福祉指導監査担当課長より発言があった。

【碓井課長】

多くの御意見いただいたことについて、改めて感謝申し上げます。今年4月から社会福祉課に異動してきて、この半年間でオンラインによる再犯防止推進に関するセミナーや、10月の仙台矯正管区のワークショップ、11月の矯正展には事務局担当も参加させていただき知識を増やしてきたところである。御指摘にあったとおり、県も市町村職員の方々にも理解していただけるように周知を図っていきたくと改めて感じた。また、6つの重点課題について、それぞれの立場から御意見をいただいたが、特に住居確保の面で引き続きできないことがないか考えていきたいので、皆様の御支援、御協力をお願いしたい。

【進行：羽柴班長】

次回懇話会開催までの流れとして、委員から上がった意見等を踏まえ「中間案」を作成し、12月の宮城県議会に報告、併せてパブリックコメントにより県民の意見等も集め、その結果を踏まえ「最終案」を作成し、次回の懇話会で協議する旨の説明がなされた。

なお次回の懇話会は2025年2月を予定。

(6) 閉会